

道路協力団体の指定に向け、活動団体の募集を始めます

- 北海道開発局ではこのたび、道路協力団体^{注)}の指定に向け、9回目の公募を開始いたします。
- 公募の事前相談期間、申請受付期間については、以下のとおりです。
事前相談期間：令和6年11月11日（月）～令和6年11月22日（金）
申請受付期間：令和6年11月25日（月）～令和6年12月6日（金）
※申請内容に不備が無い場合、事前相談期間における申請も可能です。
- 公募に関する詳細（募集要項等）については、別紙-1の各開発建設部のホームページでご確認下さい。また、自治体管理の道路において道路協力団体の指定を希望する場合は管轄する自治体へご相談ください。
- 道路協力団体として活動するメリットや、全国の事例については、以下の道路協力団体ホームページをぜひご覧ください！
【道路協力団体 HP】<https://www.mlit.go.jp/road/kyoryokudantai/index.html>

注) 道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度で、平成28年4月に創設されました。制度の概要については、別紙-2および以下ホームページをご覧ください。
【北海道開発局 HP】https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/dou_kei/ud49g7000000b8fg.html

【添付資料】

別紙-1：道路協力団体を募集する開発建設部一覧、北海道開発局開発建設部管理区域図
別紙-2：道路協力団体募集パンフレット
参 考：道路協力団体指定の状況（北海道開発局管内）

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

建設部 道路計画課 道路調査専門官 伊藤 典弘（内線 5845）
建設部 道路計画課 調査第2係長 浦 建一郎（内線 5366）



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

道路協力団体を募集する開発建設部

道路協力団体の募集は、活動しようとする道路を管理する各開発建設部の道路計画課等において受け付けます。

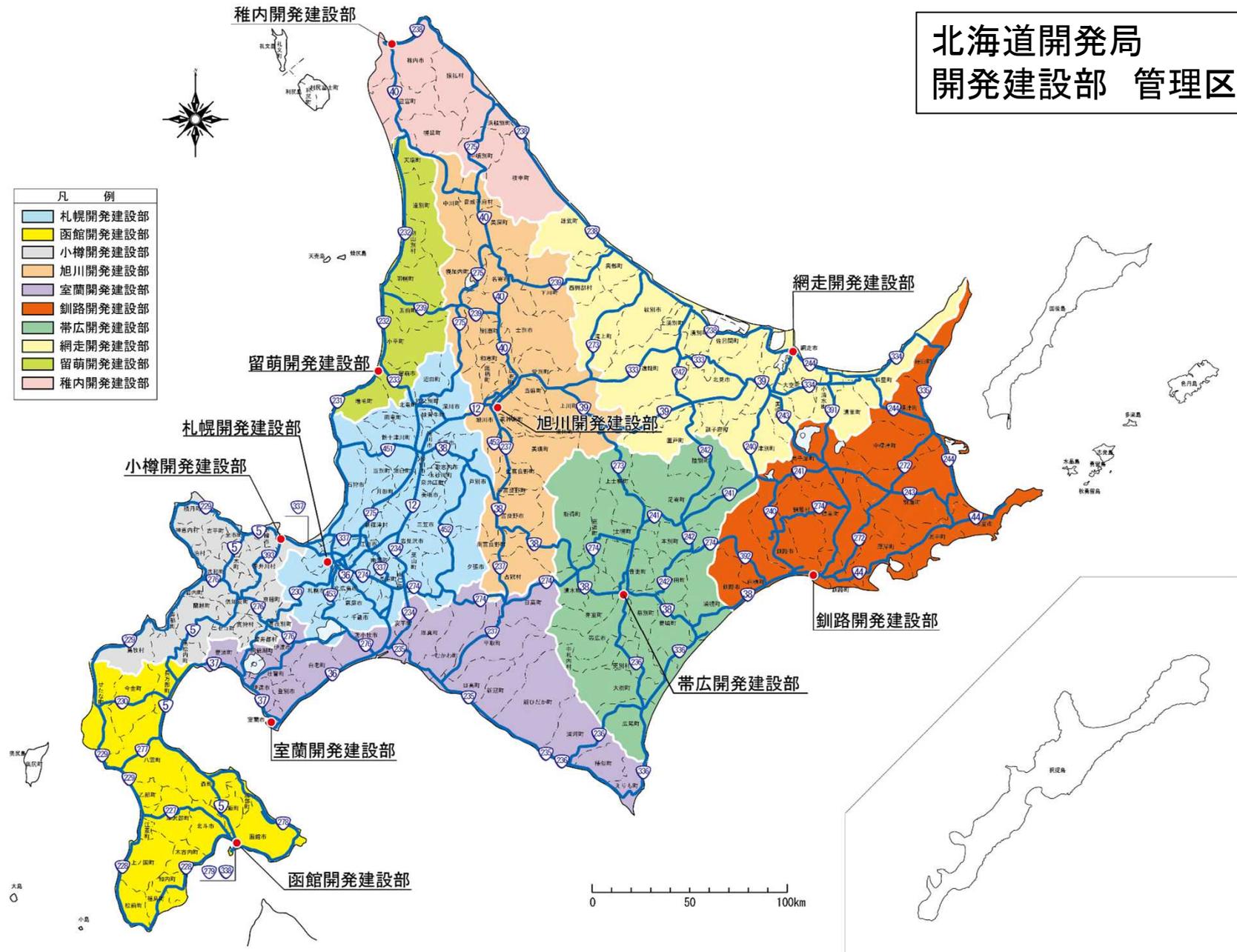
募集要項や提出先等について、詳しくは各開発建設部のホームページをご参照ください。

機関名	部署	ホームページURL	電話(直通)
札幌開発建設部	都市圏道路計画課	https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/douro_keikaku/kluhh400000313b.html	011-611-0216
函館開発建設部	道路計画課	https://www.hkd.mlit.go.jp/hk/douro/eqp9bq000000f17.html	0138-42-7618
小樽開発建設部	道路計画課	https://www.hkd.mlit.go.jp/ot/douro_keikaku/vu2tjq0000001k9u.html	0134-23-5229
旭川開発建設部	道路計画課	https://www.hkd.mlit.go.jp/as/douro_keikaku/vkvvn80000001702.html	0166-32-4295
室蘭開発建設部	道路計画課	https://www.hkd.mlit.go.jp/mr/douro_keikaku/tn6s9g0000002m1d.html	0143-25-7046
釧路開発建設部	道路計画課	https://www.hkd.mlit.go.jp/ks/douro_keikaku/b0sadt000000g1p3.html	0154-24-7274
帯広開発建設部	道路計画課	https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/douro_keikaku/douro/fns6al0000005dqq.html	0155-24-4106
網走開発建設部	道路計画課	https://www.hkd.mlit.go.jp/ab/douro_keikaku/icrceh00000065o7.html	0152-44-6510
留萌開発建設部	道路計画課	https://www.hkd.mlit.go.jp/rm/douro_keikaku/dfvnau0000004kgb.html	0164-42-4526
稚内開発建設部	道路計画課	https://www.hkd.mlit.go.jp/wk/douro_keikaku/eocjpv00000048bn.html	0162-33-1146

北海道開発局 開発建設部 管理区域図

凡 例

札幌開発建設部
函館開発建設部
小樽開発建設部
旭川開発建設部
室蘭開発建設部
釧路開発建設部
帯広開発建設部
網走開発建設部
留萌開発建設部
稚内開発建設部



稚内開発建設部

留萌開発建設部

札幌開発建設部

小樽開発建設部

室蘭開発建設部

函館開発建設部

旭川開発建設部

帯広開発建設部

網走開発建設部

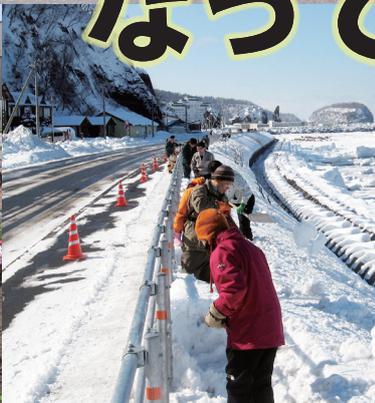
釧路開発建設部

0 50 100km



道路で清掃・除草などの
公的活動を行う方々へ

道路協力団体に なってみませんか？



現在の公益活動を、今後さらに充実させるため
道路空間を活用して**収益を得る活動**を行い、
道路の快適性を向上させませんか？

道路協力団体制度が 活用できます。



道路協力団体とは

自発的に道路の維持、道路交通環境の向上に関する活動を行う民間団体を支援するものです。道路協力団体になることで、道路上での収益活動が可能となり、活動時の申請手続きが緩和され活動がしやすくなります。官民連携による道路管理の一層の充実と民間主体によるまちづくり活動を促進していきます。

収益活動が
可能に

道路における
公的活動



+



道路

道路の
価値向上



活動の
充実化

道路協力団体として活動するメリット

- ★ 収益活動・手続きの簡素化による
活動の充実
- ★ 認知度・社会的信用度の向上による
継続的な活動
- ★ 全国の活動団体との連携による
活動の活性化・発展

道路協力団体の業務



1

除草や清掃活動など道路の維持管理、道路に関する工事

例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事



2

安全で円滑な道路交通の確保や道路の利便性向上のための案内板やオープンカフェなどの設置・管理

例：案内板、シェアサイクル駐輪場、オープンカフェ、マルシェ、道路に関連したイベント開催に要する機材など



3

道路の管理に関する情報又は資料の収集・提供

例：サイクルツーリズムに関する情報収集、共有の場の開催など



4

交通量調査やニーズ調査などの調査研究

例：集約サインの設置・研究など



5

道路に関する知識の普及・啓発のための勉強会の開催や地元学校との連携などの取組

例：啓発活動としてのイベント開催など



6

①～⑤に関連する取組

なお、道路協力団体は①～⑥すべての業務を行う義務はなく、一部を実施する団体も指定の対象となります。

道路協力団体になるための条件

道路協力団体として活動を行う区間において、概ね5年間※1活動（清掃・除草等の維持管理活動）を行っていること。

※1：道路管理者と協定等を締結して清掃等のボランティア活動を行ってきた実績がある場合は、2年間に短縮される場合があります。

※詳細については道路管理者または以下の問い合わせ先へご確認ください。

よくあるご質問 (FAQ)

Q

①（維持管理）と②（収益活動）の場所が異なる場合、収益活動は可能でしょうか。

A

①業務の区間外でも、申請区間内であれば②業務の実施が認められます。

Q

ボランティア・サポート・プログラム（以下、VSP）の実施団体でも、道路協力団体になることが出来ますか。

A

VSPの実施団体も道路協力団体になることが出来ます。道路協力団体になることで、収益活動を行うことが出来るようになり、活動の充実が期待されます。

※その他のFAQはホームページで確認ください

みちを守り、育て、楽しむ

道路協力団体



国土交通省

窓口：国土交通省 道路局 環境安全・防災課
連絡先：hqt-douro_kyouryoku@gxb.mlit.go.jp

●相談内容・該当道路・所属・連絡先等を記載のうえ、メールにてご連絡ください。●添付ファイルは受信できませんので、まずはメール本文に内容を記載してください。

<https://www.mlit.go.jp/road/kyoryokudantai/index.html>



道路協力団体指定の状況(北海道開発局管内)

参考

	指定番号	指定年月日	道路協力団体に指定する期間	法人等の名称	住所、事務所の所在地
第一回指定	国(北海道開発局)札幌第1号	令和元年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和6年12月24日まで (更新)	ウインターライフ推進協議会	札幌市北区北11条西2丁目2-17
	国(北海道開発局)札幌第2号	令和元年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和6年12月24日まで (更新)	札幌大通まちづくり株式会社	札幌市中央区南1条西4丁目13
	国(北海道開発局)札幌第3号	令和元年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和6年12月24日まで (更新)	札幌シーニックバイウエイ藻岩山麓・定山溪ルート運営代表者会議	札幌市南区澄川3条2丁目5番7号 株式会社 岩本石庭 内(変更)
	国(北海道開発局)小樽第1号 国(北海道開発局)室蘭第1号	令和元年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和6年12月24日まで (更新)	支笏洞爺ニセコルート代表者会議	有珠郡壮瞥町字滝之町384-1
	国(北海道開発局)網走第1号	令和元年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和6年12月24日まで (更新)	東オホーツクシーニックバイウエイ連携会議	網走市南2条西5丁目1(更新)
	国(北海道開発局)留萌第1号	令和元年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和6年12月24日まで (更新)	萌える天北オロロンルート運営代表者会議	苫前郡苫前町字古丹別195
第二回指定	国(北海道開発局)帯広第1号	令和2年12月18日(更新) (初回指定平成29年12月18日)	令和7年12月17日まで (更新)	十勝シーニックバイウエイ十勝平野・山麓ルート代表者会議	河東郡鹿追町新町1丁目43
第三回指定	国(北海道開発局)釧路第1号	令和3年12月24日(更新) (初回指定平成31年1月18日)	令和8年12月23日まで (更新)	釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウエイルート運営代表者会議	釧路市新川町1-7
第四回指定	国(北海道開発局)帯広第2号	令和元年12月25日 (初回指定令和元年12月25日)	令和6年12月24日まで	十勝シーニックバイウエイ南十勝夢街道ルート代表者会議	河西郡中札内村大通南2丁目24
	国(北海道開発局)函館第1号	令和元年12月25日 (初回指定令和元年12月25日)	令和6年12月24日まで	函館・大沼・噴火湾ルート運営代表者会議	函館市富岡町1丁目5-11
第六回指定	国(北海道開発局)旭川第1号	令和3年12月24日 (初回指定令和3年12月24日)	令和8年12月23日まで	シーニックバイウエイ北海道大雪・富良野ルート運営代表者会議	空知郡上富良野町宮町1丁目2-25
第八回指定	国(北海道開発局)小樽第2号	令和5年12月21日 (初回指定令和5年12月21日)	令和10年12月20日まで	羊蹄ニセコ自転車走行協議会	虻田郡倶知安町南1条東2丁目4-7 ベルウッドビル3階 合同会社ようていリーガルサービス